

西宮市（平成 29 年 6 月 20 日から）

建築物の区分	基礎工事に関する工程		建方工事に関する工程		
	特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程	
(1) 木造建築物（令第 3 章第 3 節の適用を受ける建築物及び枠組壁工法を用いた建築物に限る。以下この号において同じ。）又は木造と鉄骨造その他の構造と併用する建築物で、地階を除く階数が 3 以上の住宅、住宅で事務所・店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの、長屋及び共同住宅（以下「住宅等」という。）	基礎（杭基礎を除く。以下この表において同じ。）の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	土台、柱、はり及び筋かい（以下この表において「木造の軸組」という。）を金物等により接合する工事の工程（枠組壁工法の場合にあっては、壁を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁及び天井を設ける工事の工程（枠組壁工法の場合にあっては、枠組みを覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程）	
(2) 木造建築物（令第 3 章第 3 節の適用を受ける建築物に限る。以下この号において同じ。）又は木造と鉄骨造その他の構造と併用する建築物で、地階を除く階数が 2 の住宅等	—	—	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事	
(3) 別表（い）欄の用途に供する建築物で、（ろ）欄に掲げる規模のいずれかに該当する建築物	鉄骨造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	2 階の床版の取付工事又は 2 階の床に鉄筋を配置する工事の工程	2 階の床に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、壁の外装工事又は内装工事の工程
	鉄筋コンクリート造又鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2 階の床及びこれを支持するはりに配筋された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

備考 建築物の区分が、2 種以上を併せるものについては、特定工程のいずれか早いもの。

- 適用除外
1. 木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物で、木造の部分が置き屋根や階段等局部的な部分でその他の部分が木造以外のもの
  2. 市長が別に定める建築物
    - ・ 建築基準法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等を有するもの
    - ・ 中間検査対象建築物のうち、令第 36 条の 4 の構造方法により構造が別の建築物とみなされ、かつ、申請部分だけでは中間検査の対象でないもの
    - ・ 大規模の修繕又は大規模の模様替の建築物若しくはその部分
    - ・ 法第 6 条第 1 項の申請が移転による建築物若しくはその部分
    - ・ 建築物の申請部分が 50 m<sup>2</sup>以下の建築物の部分（新築、移転を除く）
    - ・ 法第 85 条に規定する仮設建築物
    - ・ 高さが 60m を超えるもの
    - ・ 法第 18 条第 2 項に基づき建築主事に通知されるもの
    - ・ 工区が多い場合、最初の工区とその他建築主事等（国土交通大臣等の指定を受けた者を含む）が必要と認める工区以外の工区
    - ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

## 別表

用途 (い)	規模 (ろ)
(一) 劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該用途部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・ 避難階を除く階の当該用途の客席部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>・ 地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・ 主階が 1 階以外にあるもの</li> </ul>
(二) 観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該用途部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・ 避難階を除く階の当該用途の客席部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>・ 地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
(三) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、旅館、ホテル、老人ホーム又は児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該用途部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・ 2 階の当該用途部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以上のもの（避難階が 2 階の場合を除く）</li> <li>・ 地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
(四) 共同住宅（サービス付高齢者向け住宅に限る）又は寄宿舎（サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 階の当該用途部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以上のもの（避難階が 2 階の場合を除く）</li> <li>・ 避難階を除く地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
(五) 下宿、共同住宅（サービス付高齢者向け住宅を除く）又は寄宿舎（サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームを除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
(六) 学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該用途部分の床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・ 地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
(七) 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、スキー場、水泳場又はスポーツ練習場（学校に付属するものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該用途部分の床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・ 避難階を除く階の当該用途部分の床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>・ 地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
(八) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合※、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該用途部分の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>を超えるもの（ただし、待合については 3,000 m<sup>2</sup>以上のもの）</li> <li>・ 2 階の当該用途部分の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上のもの（避難階が 2 階の場合を除く）</li> <li>・ 地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
(九) 事務所その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの（階数が 5 以上で、延べ床面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える建築物に限る。）</li> </ul>

※待合の用途に該当する部分のうち避難階を除く